

## 福井市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の普及を図ることにより生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、快適な環境づくりの推進に資するため、合併処理浄化槽の設置に要する費用に対する補助金の交付について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、かつ、放流水のBODの日間平均値を1リットル当たり20ミリグラム以下にすることができる機能を有するもので、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽で、法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) くみ取り槽 し尿を一時的に貯留し、後にこれをくみ取る方式の槽をいう。
- (4) 新設 合併処理浄化槽を新たに設置することをいう。
- (5) 転換 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に取り替えることをいう。
- (6) 住宅 住宅の用に供される部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上である建築物をいう。
- (7) 合併処理浄化槽区域 公共下水道区域、福井市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年福井市条例第37号）別表第2に定める排水処理区域及び別表第3に定める公共浄化槽設置区域その他集合処理施設区域以外の区域で、污水管が整備済又は污水管の整備計画がある道路に隣接する敷地で、市長が污水管にて処理することが有利と判断した区域を除いた区域をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、合併処理浄化槽区域において、合併処理浄化槽を設置しようとする者のうち、設置される合併処理浄化槽が浄化槽設置整備事業実施要綱（平成31年3月29日付け環循適第19032912号環境省環境再生・資源循環局長通知）の助成要件を満たす者に限り、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、合併処理浄化槽区域外であっても、市長が特に必要と認める場合には、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する場合
- (2) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾を得ずに合併処理浄化槽を設置する場合
- (3) 市税等を滞納している場合
- (4) 既設の合併処理浄化槽を取り替える場合（災害に伴うものを除く。）
- (5) その他市長が適当でないと認めた場合

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を限度とする。ただし、対象経費が補助金の額に満たない場合は、当該経費を補助金の額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 合併処理浄化槽を新設する場合 別表第1に定める額
- (2) 転換に伴う既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合 別表第2に定める額
- (3) 転換に伴う宅内配管工事を行う場合 別表第3に定める額

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 浄化槽設置整備事業補助金確認書（様式第2号）
- (3) 転居に伴う建築物の新築により合併処理浄化槽を設置する者は、住民票の写し又は登記事項証明書
- (4) 合併処理浄化槽の仕様書
- (5) 審査期間を経過した浄化槽設置計画書若しくは浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (6) 合併処理浄化槽工事見積書の写し
- (7) 転換に伴う撤去の場合は、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の現況写真及び撤去に要する費用が確認できる明細見積書の写し
- (8) 転換に伴う宅内配管工事を行う場合は、工事に要する費用が確認できる明細見積書の写し
- (9) 合併処理浄化槽の構造図及び排水設備の配管図
- (10) 設置場所の位置図
- (11) 施工計画書
- (12) 浄化槽設置整備事業補助金誓約書（様式第3号）
- (13) 浄化槽設置整備事業補助金承諾書（様式第4号）（土地又は建物を共有し、又は借

りている場合に限る。)

- (14) 合併処理浄化槽登録書の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (15) 納税証明書
- (16) 浄化槽機能保証制度の保証登録証
- (17) 昭和63年以降に交付を受けた法第42条第1項に基づく浄化槽設備士免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- (18) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助することを決定したときは浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助しないことを決定したときは浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認申請書等）

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、浄化槽設置整備事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により補助事業者に通ずるものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第8条 補助事業者は、補助事業完了後1箇月が経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第9号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績報告書及び収支決算見込書
  - (2) 工事請求書（明細）及び領収書の写し
  - (3) 保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該合併処理浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
  - (4) 法第7条浄化槽法定検査依頼書の写し
  - (5) 設置現場施工写真
  - (6) 転換に伴い既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合は、撤去及び処分の施工写真及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
  - (7) 転換に伴う宅内配管工事を行う場合は、配管工事の施工写真

(8) 浄化槽設置整備事業補助金チェックリスト（様式第10号）

(9) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の報告があったときは速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額の確定を受けたときは、速やかに浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第12号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前号の規定による補助金の請求を受けたときは、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。ただし、当該設置工事についてのチェックリストを浄化槽工事業者から提出させることにより、現場確認に代えることができる。

第14条 市長は、合併処理浄化槽の設置後においても維持管理の状況調査、立入検査及び適正な維持管理について指導することができる。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 失効 )

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付をする決定がなされた補助金に関しては、第 7 条から第 1 5 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条 ( 別表第 3 ) 及び第 4 条 ( 別表第 1 ) の規定は平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。なお、平成 1 5 年 4 月 1 日から平成 1 6 年 3 月 3 1 日の期間に別表第 3 の区域外で、既に浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた者及び交付申請を受理された者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この要綱による改正後の福井市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日

以後に交付申請があった補助金について適用し、同日前までに交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この要綱による改正後の福井市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に交付申請があった補助金について適用し、同日前までに交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この要綱による改正後の福井市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に交付申請があった補助金について適用し、同日前までに交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

|            | 補助金額（上限）    |             |
|------------|-------------|-------------|
|            | 住宅          | 事業所等        |
| 5 人槽       | 877,000 円   | 682,000 円   |
| 7 人槽       | 1,066,000 円 | 829,000 円   |
| 10 人槽      | 1,485,000 円 | 1,155,000 円 |
| 11 ~ 20 人槽 | 2,254,000 円 | 1,753,000 円 |
| 21 ~ 30 人槽 | 3,476,000 円 | 2,703,000 円 |
| 31 人槽 ~    | 4,790,000 円 | 3,725,000 円 |

別表第 2

|                          | 補助金額（上限）  |
|--------------------------|-----------|
| 転換に伴う既設の単独処理浄化槽を撤去する際の工事 | 120,000 円 |
| 転換に伴う既設のくみ取り槽を撤去する際の工事   | 90,000 円  |

別表第 3

|             | 補助金額（上限）  |
|-------------|-----------|
| 転換に伴う宅内配管工事 | 300,000 円 |